

運航基準
旅客不定期航路事業

宮島一周遊覧航路
宮島鳥居沖遊覧航路
宮島鳥居沖及び包ヶ浦沖遊覧航路

平成18年10月1日
株式会社アクアネット広島

目次

- 第1章 目的
- 第2章 運航の可否判断
- 第3章 船舶の航行

- 添付 運航基準別表（宮島一周右回り）
- 運航基準別表（宮島一周左回り）
- 運航基準別表（宮島鳥居沖）
- 運航基準別表（宮島鳥居沖及び包ヶ浦沖）
- 航路図

第1章 目的

(目的)

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき、宮島一周遊覧航路、宮島鳥居沖遊覧航路、宮島鳥居沖及び包が浦沖遊覧航路の船舶の運航に関する基準を明確にし、もって航海の安全を確保することを目的とする。

第2章 運航の可否判断

(発航の可否判断)

第2条 船長は、発航前に運航の可否判断を行い、発航地港内の気象・海象が次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、発航を中止しなければならない。

港名	風速	波高	視程
厳島港	10m/s以上	1m以上	300m以下

2 船長は、発航前において、航行中に遭遇する気象・海象（視程を除く。）に関する情報を確認し、次に掲げる条件の一に達するおそれがあると認めるときは、発航を中止しなければならない。

風速	波高
10m/s以上	1m以上

3 船長は、前2項の規定に基づき発航の中止を決定したときは、旅客の下船、保船措置その他の適切な措置をとらなければならない。

(基準航行の可否判断等)

第3条 船長は、基準航行を継続した場合、船体の動揺等により旅客の船内における歩行が著しく困難となるおそれがあると認めるときは、基準航行を中止し、減速、適宜の変針、基準経路の変更その他適切な措置をとらなければならない。

2 前項に掲げる事態が発生するおそれのあるおおよその海上模様及び船体動揺は、次に掲げるとおりである。

風速	波高	動揺
10m/s以上 (船首尾方向の風を除く)	1m以上	横揺れ10度以上

3 船長は、航行中、周囲の気象・海象（視程を除く。）に関する情報を確認し、次に掲げる条件の一に達するおそれがあると認めるときは、目的港への航行の継続を中止し、反転、避泊又は臨時寄港の措置をとらなければならない。ただし、基準経路の変更により目的港への安全な航行の継続が可能と判断されるときは、この限りでない。

風速	波高
10m/s以上	1m以上

4 船長は、航行中、周囲の視程が次に掲げる条件に達したと認めるときは、基準航行を中止し、その時に適した安全な減速をし、反転等の適切な措置をとらなければならない。

視程	300m以下
----	--------

第3章 船舶の航行

(運航基準図等)

第4条 運航基準図に記載すべき事項は次のとおりとする。

なお、運航管理者は、当該事項のうち必要と認める事項について運航基準図の分図、別表等を作成して運航の参考に資するものとする。

- (1) 基準経路（発着場の位置、針路、変針点等）
- (2) 地形、水深、水流等から、航行上特に留意すべき箇所
- (3) その他航行の安全を確保するために必要な事項

(基準経路の選択)

第5条 基準経路は、運航基準図に記載のとおりとする。

(速力基準等)

第6条 速力基準は、次表のとおりとする。

船名	速力区分	速力	毎分機関回転数
第三御笠丸	微速	2.5ノット	1000rpm
	低速	5ノット	2500rpm
	航海速力	14ノット	4900rpm

2 船長は、速力基準表を操縦席から見易い場所に提示しなければならない。

(通常連絡等)

第7条 船長は、基準経路上の次の(1)の点を通じたときは、運航管理者あてに次の(2)の事項を連絡しなければならない。

- (1) 革籠崎先端159◎(T)850(m)の点(基準経路図参照)
- (2) 連絡事項
 - ① 通過地点名
 - ② 通過時刻
 - ③ 天候、風向、風速、波浪、視程の状況
 - ④ その他入港予定時刻等運航管理上必要と認める事項

2 運航管理者は、航行に関する安全情報等船長に連絡すべき事項が生じた場合は、その都度速やかに連絡するものとする。

(入港連絡等)

第8条 船長は、入港10分前となったとき、運航管理者又は運航管理補助者に次の事項を連絡しなければならない。

- (1) 入港予定時刻
- (2) 運航管理者又は運航管理補助者の援助を必要とする事項

2 前項の連絡を受けた運航管理者又は運航管理補助者は、船長に次の事項を連絡するものとする。

- (1) 着岸岸壁の使用船舶の有無
- (2) 着岸岸壁付近の停泊船舶の状況
- (3) 岸壁付近の風向、風速、視程、波浪(風浪、うねりの方向、波高)及び潮流(流向、流速)
- (4) その他操船上の参考となる事項

(連絡方法)

第9条 船内(船長)と陸上(運航管理者等)との連絡方法は、船内備え付けの携帯電話を使用するものとする。